

区分番号

法-03-01

学校法人帯広大谷学園役員報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帯広大谷学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第39条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員のうち理事長の職にある者 報酬〔賞与無、退職慰労金無〕
- (2) 常勤の役員 無報酬
- (3) 非常勤の役員 無報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員のうち理事長の職にある者の報酬の額は次の式により算出する。

$$\text{役員報酬（年額）} = (\text{短大学長最高号給月額} \times \text{年間支給額掛率}) \times (\text{理事長の年間出勤概日数} \div \text{年間出勤日}) + \text{理事長責任手当（年間）}$$

- 2 前項にある理事長責任手当は、短期大学長管理職手当と同額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員のうち、理事長の職にある者に対する報酬等の支給の時期は、毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）とする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(功労金)

第6条 役員うちの非常勤の役員が退任するにあたり、その功労に対する謝金（功労金）を支払うものとする。

(功労金の額の算定)

第7条 功労金の額は、在任期間1期(3年)あたり次のとおりとする。

- (1) 理事長 100,000円
- (2) 理事 50,000円
- (3) 監事 50,000円

2 前項における在任期間の端数に関する取り扱いは次の式によるものとし、贈与金額は1万円単位として、金額数字の端数は切り上げるものとする。

$$1期当たりの功労金贈呈額 \times \frac{\text{端数在任期間(月数)}}{36\text{ヵ月}}$$

3 功労金は、役員が退任した後、速やかに支払うものとし、役員が再任された場合も都度前在任期間分の功労金を支払う。

(費用)

第8条 役員には、学校法人帯広大谷学園出張旅費に関する規程(法-04-08、以下「旅費規程」という。)に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
(会議に関する日当・交通費)

第9条 学園が開催する会議に、書面によって出席を要請された役員及び評議員が会議に出席したときは、日当・交通費として4,000円を支給する。

2 常勤の役員、学園に在籍する評議員が会議に出席したときは、旅費規程に基づき支給する。ただし、自らの所属する学校等において行われる当該会議に出席したときは支給しない。

3 支給は、原則として会議後に、金融機関の指定口座(個人名義)に振込むものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、2020年4月1日より施行する。

2 学校法人帯広大谷学園役員報酬規程、学校法人帯広大谷学園学外役員功労金支出規程及び学校法人帯広大谷学園理事会・評議員会等の会議に関する日当・交通費支給規程は廃止する。